

- ・テーマ：「ねらわれる18歳」
被害にあわないために、あなたに気を付けてほしいこと！
そして、お子さん、お孫さんに伝えてほしいこと！

・日時：2022年3月29日（火）午後1：30～3：00

オンライン（Zoom）にて56名参加

・講師：消費生活ネットワーク新潟 副理事長 弁護士 江花史郎氏

民法改正により2022年4月1日からの成年年齢18歳に引下げられました。そこで、経験の乏しい18・19歳の若者が消費者被害にあわないために、改正のポイントや若者に多いトラブル事例など、何に気を付ければ良いのかなどを知っていただき、共に考え学び合うことで、若者が商品・サービスを適切に選択し、不当な広告や勧誘にだまされず、主体的に行動する力を身に付けることを目指して、学習会を開催いたしました。

第1部は講師の江花弁護士より、どうして成年年齢を引き下げることになったのか？そして成年年齢引下げによる問題・課題について詳しい説明があり、最後に消費者被害にあわないためには、細やかな知識の必要はなく、3つの消費者力「気づく力」「断る力」「相談する力」を持てばよいとの力強いアドバイスがありました。



第2部は7つのグループに分かれてのワークショップを行いました。

参加者からは「気づく力、断る力、相談する力、どれも必要。若者が相談しやすい体制を考える必要がある。消費者庁がライン相談をしているが返信のタイミングなど課題が多い。高齢者の問題と似ている。だまされないように高校生だけではなくもっと早い時期から学校教育の中に取り入れることが必要」など、活発な意見がどんどん出され、あっという間に終了の時間になってしまいました。



学習会におけるワークショップは初めての試みでしたが、終了後のアンケートではご満足していただいた回答が多くありました。お聞かせいただいたご意見を参考に、今後より一層皆様にご満足いただける学習会を企画していきたいと思っております。

（理事 大石裕子）